

補助金の見直し等に係るガイドライン

1 補助金見直しの目的

地方分権が進められる中、各自治体においては、その独自性を発揮し、住民ニーズへの的確な対応が求められている。さらに当区においては、新しい公共のあり方として、民間活力の活用に止まらず、「区民との協働」を、他の自治体に先駆けて、取り組んできている。その意味では、補助金等による活動を支援する機能が、非常に重要な位置を占めてきている。

一方、平成16年度の補助金の交付予定額は120億円を上回り、当区の一般会計に占める割合は5%を超え、財政運営における負担が重い状況にある。補助金の有用性は十分認識できるところであるが、社会環境の変化に合わせ、効果性や効率性の観点に立って、補助対象や補助額等の見直しを進める必要がある。

また、世田谷区政策評価委員会において、昨年10月に中間報告、さらに本年2月には、「世田谷区政策評価委員会全事業点検報告書」が提出され、補助金についても改善の必要性を指摘されているところである。

補助金は交付件数が非常に多く、内容も多岐にわたっているが、新たな区民ニーズへの対応を的確に進める意味からも、全庁を挙げて、補助金の見直しを継続的に行っていく必要がある。併せて、補助金交付の決定手続き等について、区民からわかりにくいとの指摘もあり、本ガイドラインにより、透明性の確保に資するよう努めることとする。

2 補助金見直しに当たっての基準

(1) 補助金の目的

補助金について、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。」と規定している。公益上必要であるかの認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要があると認められなければならない。そのため、補助を行う場合、常にその必要性、有効性等の検証が必要となる。

(2) 補助金の交付原則 (通則)

補助金は、地方自治の充実のために必要と認められるものについて、慎重かつ計画的に交付されるべきである。そこで、一般原則として、必要性、公平性、有効性、説明責任という四原則を設定する。

必要性

補助金の交付に当たっては、区政にとって必要と認められ、かつ、広く区民に対して納得の得られることが必要である。そのためには、その活動内容が公にされているとともに、区からの補助金交付が、補助金を受領する事業者（以下、「補助事業者等」という）の事業において、自立・継続を支援するために必要不可欠であることを要する。

公平性

補助金の交付は、必要性に止まらず、公平性の観点が必要でない。したがって、「予算の範囲内」で補助金を交付することは言うまでもないが、同種同様の内容で補助金の交付申請が行われた場合には、極力、対応できる仕組みが求められる。

有効性

補助金の交付に伴って、区民サービスの向上につながるかどうか等、その有効性があらかじめ見込まれることが必要である。

なお、当然のことながら、補助金を交付したことについて、その交付目的が達成されたかどうかの検証が併せて不可欠となる。

説明責任

補助金交付に当たっては、上記の必要性でも触れたように、その受領した補助金の使途について、原則として広く区民に公開されていることを要する。

(3) 補助金の見直しに当たっての具体的な視点

上記(2)における基本原則(通則)に併せて、以下に示す視点に則して、現在交付している補助金の見直しを行い、また、新たに交付する補助金に関する規則、要綱等の規定を検討する。

視点	具体的な内容、手続き等
補助対象の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の見直しを行い、本来、区を行うべき事業については、区の委託事業として整理するなど、自主事業と区委託事業を明確に区分する。
補助交付の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・補助交付額については、対象事業費に占める割合を明確にする。 ・自立支援的な補助金の場合には、予め次年度以降の交付上限を定める。 (例: 1年目 50%、2年目 25%、3年目 12.5%) ・外郭団体については、原則として、管理経費への補助の上限を2分の1とし、逡減を図る。
定期的な見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年を限度として効果等に関する見直しを行う。ただし、更新は妨げない。

交付基準あるいは交付手続の明確化

交付申請及び審査決定の手続については、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月15日制定規則第38号)第5条を遵守すること。

3 対象

歳出予算科目の節として規定されている「負担金補助及び交付金」のうち、経費区分が「補助金」であるもの。

4 規程の整備

(1) 要綱の整備

「世田谷区補助金交付規則」は、補助金に係る予算の執行に関する共通的基本的事項を規定し、「世田谷区補助金交付規則の施行についての依命通達」(昭和57年6月25日世総発第202号)の第4の1で、「補助金ごとに補助金交付要綱を制定し、個別的具体的事項を規定しなければならない。」としている。しかしながら、「補助金の中には、補助対象となる事業(以下、「補助事業等」という)の内容、補助事業等の変更の承認などについて明確に規定されていないものが見

受けられた（平成15年度財政援助団体等監査（前期）報告書）」との指摘を受けている。

所管課においては、「世田谷区補助金交付規則」並びに「世田谷区補助金交付規則の施行について（依命通達）」に基づいて確認し、補助金に関する要綱等の規定が不備なものについては、早急に規定を整備すること。

なお、交付要綱には、以下の事項を定めることとする。

補助の目的

補助事業者（個人、団体）

補助事業等

申請、受付、清算に関する手続き（変更の承認を含む）

不正に受領した補助金の返還

（2）条例等との関係

補助金の交付について条例に明文の規定があるときは、その規定はこのガイドラインに優先する。また、世田谷区補助金交付規則及び「個別補助金を交付することを定めた規則」があるときは、その規定は、このガイドラインに優先する。